様式第1号（第5条関係）

申請者様は原則、緊急連絡先の1番目に登録いたします。

徘徊高齢者位置情報探索機器貸与事業利用申請書（兼）承諾書

利用にあたっては個人情報を関係先に提供しますので、個人情報利用に同意の上お申し込みください。

令和　　年　　月　　日

南相馬市長

利用高齢者とは？

ＧＰＳ機器を実際に身に付ける高齢者のこと。

本申請にかかる個人情報を以下の関係先へ提供することに同意の上、次のとおり徘徊高齢者位置情報探索機器貸与事業の利用を申請します。

|  |
| --- |
| 情報提供する関係先  〔　地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・民生委員・本事業委託業者・警察署・消防署　〕 |

※以下、適宜□にレ印をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな氏　　名 |  | | 続　柄 | 電話  番号 | 固定： | |
|  | 携帯： | |
| 住　　所 | 〒  必ずご記入ください。（登録の際にメールアドレスが必要です。）  E-mail:　　　　　　　　　＠  QRコードシールを使用する高齢者（登録高齢者）から見た続柄 | | | | | |
| 利用高齢者 | ふりがな |  | | 性　別 | 生　年　月　日 | | |
| 氏　　名 |  | | 男・女 | 大正  昭和　　　　年　　　　月　　　日 | | |
| 住　　所 | □申請者に同じ　〒  申請者と同居の場合はレ印を付ける。  　　　　　　　　区 | | | | | |
| 緊急連絡先 | 氏　　名 | | 住　　所 | | | | 電話番号 |
| ①原則、申請者様を緊急連絡先の一番目に登録いたします。 | | | | | |  |
| ②  続柄（　　　　　　　） | | □申請者に同じ　□利用高齢者に同じ  〒  QRコードシールを使用する高齢者（登録高齢者）から見た続柄    E-mail:　　　　　　　　　＠ | | | |  |
|  |
| ③  緊急連絡先とは？  利用高齢者が警察等に保護された際に、利用高齢者を送迎する等の対応をしていただく方です。  続柄（　　　　　　　） | | □申請者に同じ　□利用高齢者に同じ  〒    E-mail:　　　　　　　　　＠ | | | |  |
|  |

※代行申請の場合（地域包括支援センター・ケアマネジャー使用欄）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者  氏　名 |  | 事業所名  管理者名  承諾書について必ずお読みください。  申請する際は、両面印刷したもので提出をお願いします。  （申請する場合は、承諾書に同意したものとみなします。） |  |
| 住　所 | 〒  　　電話番号 | | |

位置情報探索機器（GPS端末）の利用に係る承諾書（別紙）の内容について

　□承諾します　　　　□承諾しません

（別紙）

承　諾　書

位置情報探索機器（以下「GPS端末」という。）を利用するに当たり、 下記のことについて承諾します。

記

**１　GPS端末の管理**

（１）利用者は、善良な管理者の注意をもって、GPS端末を維持管理するものとし、GPS端末に係る利用料及び通信料（無制限）以外に要する費用は、利用者の負担とする。

（２）利用者は、GPS端末を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換、若しくは担保に供してはならない。

**２　GPS端末の賠償**

（１）火災、停電、天災地変等の不可抗力により、GPS端末の利用に障害が生じた場合の利用者の損害については、市長及び委託事業者にその賠償を求めない。

（２）GPS端末の利用中に利用者に発生した事故については、市長、委託事業者にその損害の賠償を求めない。

（３）自己の過失により、GPS端末をき損又は滅失した場合は、直ちに委託事業者にその状況を報告し、自己の負担において原状に回復しなければならない。

（４）GPS端末の利用取消日を過ぎてもGPS端末の返却がない又は返却が不可能な場合は、特別な事情のある場合を除き、利用者の負担においてGPS端末を弁償しなければならない。

**３　GPS端末の返還**

（１）GPS端末を必要としなくなったときは、速やかに委託事業者にその返還を申し出なければならない。

（２）市長は、利用者がGPS端末を必要としなくなったとき、又は本承諾書に違反したと認めるときは、その返還を命ずることができる。

**４　個人情報の利用**

　利用申請に要する個人情報について、利用高齢者の位置情報を探索する目的で、市から委託事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員、警察署及び消防署に提供すること。